

請願第 32号

平成29年 3月13日

川崎市議会議長 石田康博様

川崎区
全日本年金者組合
川崎市支部協議会

年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することに関する請願

請願の要旨

貴議会において、地方自治法99条に基づき、年金の毎月支給を実現することを意見書として国に提出していただきたく、請願いたします。

請願の理由

貴職におかれましては、日頃から市民の生活向上と福祉増進のため御尽力されていることに敬意を表します。

遇数月の15日、午前中の銀行窓口は、大変な混雑になっていることを御存じでしょうか。

言うまでもなく、年金支給が2か月に1回、偶数月の15日とされているためです。この日は、一日も早く年金を受け取らなければ、暮らしていけないという切実な現実があるのです。

高齢者にとって、年金は命綱です。年金を受給している人の半数近くが月額10万円未満、2015年（平成27年）4月の老齢基礎年金額は満額で1か月当たり6万5,000円となっています。基礎年金のみで月額平均が5万円弱の人が800万人もいます。

私たち年金者組合は、年金削減を停止し物価上昇に見合った増額をすること、そして最低保障年金制度を創設して無年金・低年金者の暮らしを守ることが急

務であることを訴えております。高齢者が安い年金で2か月計画的に暮らすことは困難を伴います。せめて毎月の支給であれば、暮らしのやり繰りを付けることもできます。

年金の隔月支給は、国際水準からいっても遅れています。国は支給手続の煩雑などを理由としているようですが、支給する側の都合ではなく、受給する生活者の立場に立てば、毎月支給は当然のことです。それを避けているのは、国の怠慢といえるのではないのでしょうか。

高齢者は、年金の削減、医療費の負担増などによる経済的不安に加え、介護の不安も抱えながら暮らしています。貴議会におかれましては高齢者の暮らしを守る立場から、国に対して年金の毎月支給を実現するよう意見書を提出していただきますよう、請願するものです。

紹介議員

石 田 和 子

重 富 達 也

小 田 理恵子